【契約書別紙】 地域密着型介護老人福祉施設サービス利用重要事項説明書

＜令和７年４月１日＞

1　施設のサービスの特徴等

運営の方針及び施設の目的

（１） 事業所は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅復帰を念頭において、食事、排せつ、入浴等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入居者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにする。

（２） 事業所は、入居者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ち日常生活に必要な援助や介護サービスを行う。

（３） 当事業所は、レクリエーション・四季を通じたさまざまな行事を行い入居生活の質を高める。

（４） 事業の実施にあたり、入居者がその他の保健医療・福祉サービス提供者と継続的統一的に介護サービスの提供が出来る様に、その他の保健医療・福祉サービス提供者との連携に努める。

2　入退居の手続き

（１） 入居手続き

お電話等でお申し込みください。標準申込書（様式１）を記入いただきます。
入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

＊ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

《入居の対象となる方》

・寝たきりや認知症等で常に介護が必要な方。
・自宅で生活（介護）が困難な方。
・介護保険で原則要介護３～５と認定された方。
・要介護１，２の方でも、やむを得ない事情により在宅生活が困難な状況にあれば、入所が認められる場合があります。
・名古屋市介護保険の被保険者の方。
・上記の条件をすべて満たしている方が対象となります。

（２） 退居手続き

・入居者のご都合で退所される場合、退所を希望する日の３０日前までに、お申し出下さい。

・自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・ 入居者が他の介護保険施設に入所した場合。

・ 介護保険給付でサービスを受けていた入居者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合、この場合、認定日から３０日の経過をもって退所していただくことになります。

・ 入居者がお亡くなりになった場合。

・生活の場として支える事が困難と施設側が判断した時。

・要介護認定において、自立若しくは要支援１又は要支援２と認定された場合。

・要介護認定において、要介護１又は要介護２と認定され、かつ特例入所の要件に該当しない場合。

・要介護状態等の改善が認められ、かつ次の要件を満たす場合。

ア　入所者及び家族等が退所を希望している場合。

イ　家庭等における介護環境及び地域における居宅サービスの提供体制等が、十分整っていると認められる場合。

・その他

・入居者が、サービス利用料金の支払を３０日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１０日以内に支払わない場合、または入居者やご家族などが当施設との本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了３０日前までに文書で通知いたします。

・入居者が病院または診療所に入院した際、７日目以降は契約者の同意を得て、その期間居室を短期入所生活介護事業（ショートステイ）として利用させて頂きます。その間は、居住費を支払う必要はありません。お部屋の物品に関しては、施設内にて一時保管させていただきます。3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び施設に入居できるものとします。

・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または事業縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございますこの場合、契約終了３０日前までに文書で通知いたします。

3　サービス内容

《居室》

・すべて個室になります。

《食事》

・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により食事を提供します。

《食事時間》

朝食　　７：００～　９：００（共同生活室）

昼食　１１：３０～１３：３０（共同生活室）

夕食　１８：００～１９：３０（共同生活室）

《入浴》

・週に最低２回以上入浴していただけます。
　ただし、状態に応じ、部分浴または清拭となる場合があります。

《介護》

・施設サービス計画に沿って下記の介護をおこないます。
・着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い…等、生活全般において生活状況を把握し、自立支援を促します。

《機能訓練》

・入居者の心身の状況に応じて、日常生活の営むのに必要な機能を維持・回復し、またはその減退を軽減、防止するために定期的に訓練を行います。

《生活相談》

・常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
　また、入居者の代理申請等の事務手続きも行います。

《健康管理》

・医師又は看護職員が、常に入居者の健康状態に注意し、日常における健康保持の為の適切なバイタルチェックや薬の投薬や処置を行い、必要に応じてその記録を作成して保存します。

《特別食の提供》

・当施設では通常のメニューの他に特別食をご用意しております。メニューは毎月変わりますので、詳しくは職員にお尋ねください。

《理美容サービス》

・当施設では、理美容師が定期的に施設内で理容活動をします。
料金は別途かかります。

《日常費用支払代行》

介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払代行を申し込むことができます。
（衣類、おやつ、日用品の購入等）

《所持品の保管》

居室のスペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。ただし、預けることのできる所持品の種類や大きさには制限があります。

《行事》

当施設では、誕生会やその時々の季節行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものもあるため、参加希望する場合は事前に身元引受人にお知らせします。

《貴重品管理》

貴重品の管理が困難な場合は、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

・管理する金銭等、金融機関に預け入れている預金。
・上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑等。

《保管場所》

通帳は、施設内鍵付きキャビネット、印鑑は、施設内の金庫。

《保管管理者》

施設長が責任を持って管理します。
・出納方法、別途定める「預り金管理要領」のとおりです。

4　施設入居に当たっての留意事項

《面会》

面会者は、面会時間を遵守し、受付にて記帳して下さい。

《面会時間》

午前８時３０分から午後８時００分

※　感染状況に応じて面会に制限をかける事があります。

《外出、外泊》

外泊・外出の際には必ず行先と帰宅時間を職員に申し出て所定の書類にご記入下さい。

※　外出・外泊に関して感染状況に応じて外泊、外出に制限をかける事があります。

《飲酒、喫煙》

施設敷地内は禁煙となります。

飲酒は他の入居者に迷惑をかけなければ原則として自由です。

《設備、器具の利用》

施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。

これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂く事がございます。

《金銭、貴重品の管理》

お預かりした物以外の責任は負いかねます。

《所持品の持ち込み》

各居室に収まる程度とします。

《協力医療機関以外の受診》

原則としてご家族の方にお願い致します。

《宗教・政治活動》

施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

《ペット》

施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

電気器具の持ち込み

原則としてご遠慮下さい。

（施設管理者が認めた場合はこの限りではありません。但し　その場合においても使用料は実費負担となります。又これに起因する事故等についての責任は負いかねます。）

《危険物の持ち込み》

ナイフ・ライター・マッチ等危険物の持ち込みはご遠慮下さい。

これに反して持ち込んだ場合は当施設にてお預かりいたします。

又、これに起因する事故等についての責任は負いかねます。

5　施設の居室等の概要

（1）定員　２９名

居室・設備の種類	室数	居室費算定	備考
１人部屋	６室	ユニット型個室	個室（10.68 ㎡）
１人部屋	１９室	ユニット型個室	個室（10.75 ㎡）
１人部屋	２室	ユニット型個室	個室（10.85 ㎡）
１人部屋	２室	ユニット型個室	個室（11.00 ㎡）
合計	２９室		
医務室	１室		
共同生活室	３室		
地域交流室	１室		
浴室	２室	機械浴室・個浴兼用	

※　上記は、名古屋市条例において定められた基準により、必置が義務づけられている施設・設備です。

（2）

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人数	常勤換算	指定基準
１．施設長（管理者）	１名		１．０名
２．医師	１名		必要数
３．生活相談員	１名		１．０名
４．介護支援専門員	１名		１．０名
５．栄養士	１名		１．０名
６．機能訓練指導員	２名		１．０名
７．介護職員	２９名	２４．９名	１２．７名
８・看護職員	６名	３．７名	１．０名

※常勤換算　職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した時間です。

6　利用料金

（一日あたり）

要介護度	自己負担分 （１割負担）	自己負担分 （２割負担）	自己負担分 （３割負担）
要介護１	￥７２８	￥１．４５７	￥２．１８６
要介護２	￥８０５	￥１．６０９	￥２．４１３
要介護３	￥８８５	￥１．７６９	￥２．６５３
要介護４	￥９６３	￥１．９２５	￥２．８８７
要介護５	￥１．０３８	￥２．０７５	￥３．１１２

現在、特別養護老人ホームかくれんぼにて既に体制において算定している加算について☑をいれております。状況に応じて個別にて状況を満たす場合に関しては算定させて頂きます。介護保険負担割合証に基づいた負担割合となります。
下記の加算については要件を満たしたもののみを算定しています

※　ただし、新規入居後３０日以内の期間に限り、上記料金に一日あたり
　　￥３２が割増(１割負担）となります。
　　￥６４が割増(２割負担）となります。
　　￥９６が割増(３割負担）となります。

※　入所期間中に入院、または外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

※　☑個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ
介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みの推進として、より入居者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を推進する観点より、データ提出とフィードバックの活用による更なるプラン、実践、評価、改善のサイクルの推進とケアの向上を図り評価すること。
（入居者本人の身体機能を月ごとに専門職が評価し、個人情報を厚生労働省にデータ提出して自立支援に、自立支援に向けた取り組みを行っているかを評価されます。）
１日あたり　￥１３（１割負担）　￥２６（２割負担）　￥３９（３割負担）
１月あたり　￥２２（１割負担）　￥４３（２割負担）　￥６４（３割負担））

※　☑科学的介護推進体制加算
CHASE・VISIT へのデータ提出とフィードバックの活用により PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みをより PDCA サイクルの推進とケアの質

の向上を図る取り組みを推進する。
１日あたり　￥５３（１割負担）　￥１０７（２割負担）￥１６０（３割負担）

※　栄養マネジメント強化加算
低栄養状態のリスクが高い入居者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い食事の観察を週３回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施する事。
１日あたり　￥１２（１割負担）　￥２４（２割負担）￥３６（３割負担）

※　日常生活支援加算
重度者「要介護度４・５」が７０％以上または認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方を６５％以上受け入れている。入居者数に対して介護福祉士が「６：１」以上配置されている。上記両方の条件を満たしている場合。
１日あたり　￥５０（１割負担）　￥１００（２割負担）￥１５０（３割負担）

※　サービス提供体制強化加算
（Ⅰ）介護福祉士の割合が 80%以上（常勤換算）配置されている場合。
勤続１０年以上、介護福祉士 35%以上の配置
１日あたり￥２３（１割負担）　￥４７（２割負担）￥７０（３割負担）
（Ⅱ）介護福祉士の割合が 60%以上配置されている場合。
１日あたり￥１９（１割負担）　￥３８（２割負担）￥５８（３割負担）
（Ⅲ）介護福祉士の割合 50%以上、常勤職員 75%以上、勤続７年以上 30%以上配置しているかのいずれかに該当している場合。
１日あたり￥６（１割負担）　￥１３（２割負担）￥１９（３割負担）

※　看護体制加算（Ⅰ）
常勤の看護師が配置されている場合。
１日あたり￥６（１割負担）　￥１３（２割負担）￥１９（３割負担）

☑看護体制加算（Ⅱ）
看護職員が配置基準より１人以上配置されている場合。
１日あたり￥６（１割負担）　￥１３（２割負担）￥１９（３割負担）

※　☑夜勤体制加算（Ⅱ）
ユニット型特別養護老人ホームにおいて基準を上回る夜勤職員を配置している場合。

１日あたり￥６（１割負担）　￥１３（２割負担）￥１９（３割負担）

夜勤体制加算（Ⅳ）

夜勤体制加算Ⅱの要件を満たし、看護職員の配置または、喀痰吸引等の実施ができる

職員を配置した場合。（登録喀痰吸引等事業者として都道府県に登録をする）

１日あたり￥６（１割負担）　￥１３（２割負担）￥１９（３割負担）

※　配置医師緊急対応加算

配置医師が施設の求めに応じ早朝、夜間、または深夜に施設を訪問し入居者の診察を行なった場合。入居者の病状の急変に備える為、施設に対してあらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならない事を義務付ける。

早朝・夜間（１割負担）￥　６９５　深夜　￥１．３８９

早朝・夜間（２割負担）￥１．３８９　深夜　￥２．７７７

早朝・夜間（３割負担）￥２．０８５　深夜　￥４．１６７

※　認知症専門ケア加算（Ⅰ）

認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が入居者の１/２以上の場合。認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が20名またはその端数を増す毎に１名以上配置している場合。職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導会議を定期的に実施。

上記の要件を満たしている場合。

１日あたり￥６（１割負担）　￥１３（２割負担）￥１９（３割負担）

※　認知症専門ケア加算（Ⅱ）

認知症専門ケア費（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を１名以上配置している。

介護・看護職員毎の研修計画を作成し、実施。

１日あたり￥６（１割負担）　￥１３（２割負担）￥１９（３割負担）

※口腔衛生管理加算（Ⅰ）

歯科衛生士が月１回以上指導している場合。

１日あたり￥６（１割負担）　￥１３（２割負担）￥１９（３割負担）

※口腔衛生管理加算（Ⅱ）

Ⅰの要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等を厚生労働省に提出し、

口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。介護職員への技術的助言及び指導を年２回以上実施する事。

１日あたり￥６（１割負担）　￥１３（２割負担）￥１９（３割負担）

※経口移行加算

経口により食事を摂取している方で、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方について医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。

１日あたり￥６（１割負担）　￥１３（２割負担）￥１９（３割負担）

※経口維持加算Ⅱ

経口により食事を摂取している方で摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方について医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。

１日あたり￥６（１割負担）　￥１３（２割負担）￥１９（３割負担）

※療養食費（医師の発行する食事せんに基づく療養食を提供した場合）

１日あたり￥６（１割負担）　￥１３（２割負担）￥１９（３割負担）

※看取り介護加算（Ⅰ）

常勤の看護師を１名以上配置している場合。

	１割負担	２割負担	３割負担
死亡日以前３１～４５日	￥７７	￥１５４	￥２３１
死亡日以前４～３０日	￥１５４	￥３０８	￥４６２
死亡日の前日・前々日	￥７２７	￥１．４５４	￥２．１８１
死亡日	￥１．３６７	￥２．７３４	￥４．１０１

※褥瘡マネジメント加算Ⅰ

入所者の褥瘡発生を予防する為、褥瘡の発生との関連の強い項目について、定期的な評価を実施した場合。

（イ）　入所者ごとに褥瘡の発生と関連あるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも三月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。

（ロ）イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員そのたの職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成すること。

（ハ）入居者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理

内容や入居者等ごとの状態について定期的に記録していること。

（ニ）入居者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理内容や入居者等ごとの状態について定期的に記録していること。

（ホ）イの評価に基づき、少なくとも三月に一回、入居者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。

１日あたり￥６（１割負担）　￥１３（２割負担）￥１９（３割負担）

※褥瘡マネジメント加算Ⅱ

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）に係る基準を満たす介護医療院において、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者について、褥瘡の発生のないこと。

１日あたり￥６（１割負担）　￥１３（２割負担）￥１９（３割負担）

※☑外泊時に在宅サービスを利用した時の費用（入院時も含む）

居宅における外泊を認め、１月に６日を限度として所定単位数に代えて在宅サービスを利用した場合。

１日あたり￥６（１割負担）　￥１３（２割負担）￥１９（３割負担）

※その他

- 退所前後訪問相談援助費用
- 退所時相談援助費用
- 退所前連携費用

※☑介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）　総単位数×１３６／１０００

※　上記、加算につきましては、端数処理の関係上、１月あたりの料金に直しますと、若干の変動があります。

※居住費及び食費　　（１日あたり）

対象者	利用者負担段階	預貯金額（＊２）要件（夫婦の場合）	居住費	食費
生活保護受給者等 老齢福祉年金受給者で世帯全員が、住民税が非課税の方	第１段階	要件なし １０００万円以下 （２０００万円以下）	￥880	￥300
世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等（※１）が、年間８０万円以下の方	第２段階	６５０万円以下 （１６５０万円）	￥880	￥390
世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等（※１）が、年間８０万円超１２０万円以下	第３段階①	５５０万円以下 （１５５０万円）	￥1.370	￥650 ￥1.360
世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等（※１）が　１２０万円超	第３段階②	５００万円以下 （１５００万円）	￥1.370	￥1.360
上記以外の方	第４段階		￥2.066	￥1.445

※合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額をさします。なお、合計所得金額は年金所得及び土地、建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた金額となります。また、税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げなかった場合と同額に調整して計算します。第２号被保険者の基準は、１０００万です。詳しくは各市町村介護福祉・保険担当窓口へお問い合わせ下さい。入居期間中に入院、または外泊期間中、居室が確保されている場合、上記居住費に応じた（１日の居住費につきましては負担限度額（１段階～４段階）　に応じた 料金を徴収させていただきます。）

（２）その他の料金

イ．貴重品管理費（１日あたり）　１００円　（　希望する　・　　希望しない）

ロ．おやつ代（１日あたり）　１００円（内訳　１０時＝３０円　１５時＝７０円）
（　希望する　・　　希望しない）

ハ．理美容費　　自費

ニ．経管栄養等、医療関係必要物品費　自費

ホ．日常生活品の購入代金　　自費

ヘ．レクリエーション費用　　自費

ト．電源を必要とする電気製品使用料　自費

（３）支払方法

毎月、15 日までを目途に前月分の請求をいたしますので、毎月 20 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収証を発行します。お支払方法は、窓口での現金払い、又は口座自動引き落としの２通りの中からご契約の際に選べます。

※　なお、領収証の再発行は致しかねますので、大切に保管してください。

7　緊急時の対応方法

入居中に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等、必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

	緊　急　連　絡　先
氏名	続柄（　　）
住所	
自宅電話番号	
携帯電話番号	

8　虐待の防止について

当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する責任者について

責任者：施設長　錦織信彦

（２）苦情解決体制を整備しています。

（３）従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

9　身体拘束について

事業者は、原則として入居者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入居者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入居者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行う事があります。その場合は、事前に説明し、身体拘束を行った日時、理由及び状況等についての記録を行い、カンファレンスを定期的に行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

（1）緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

（2）非代替性‥‥身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

（3）一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10　守秘義務について

入居者本人、家族情報等、知りえた情報等について別紙、「利用者の個人情報の利用目的の通知および、第三者に対する提供に関する同意書」に則り、必要時、必要者以外の情報の持ち出しは致しません。また、個人情報の流出の観点より勤務時間帯において、職員の私物の通信機器等、持ち込みや、使用については制限し個人情報の漏洩を抑止します。

上記８．９．10につきましては、委員会を設置し定期開催を行い、身体拘束についての必要性についての話し合いや従業者に対する虐待防止を啓発･普及、抑止するための研修を実施しています。入職時及び、年２回以上の虐待、身体拘束に関する研修を全職員に対し実施します。

※重度化する要介護高齢者に対し、介護現場での介護ロボットの導入を行う事により、介護業務の効率化を図り介護従事者への負担軽減を図るとともに、入居者様の夜間帯の睡眠状況や覚醒状況等をリアルタイムで把握し、その情報を可視化する事ができ、夜間帯における過ごし方についての把握、介護職員の不安やストレスの軽減、事故防止、また、コンプライアンス上の犯罪を抑止する事が導入する目的となります。かくれんぼで導入する機器は「眠りSCAN　NN-1520」（別紙１）とし、マットレスの下に敷いて体動（寝返り、呼吸、心拍など）を 検出して睡眠状態を測定でき、測定データは無線LANでPCに転送、スタッフルームのPCで確認する事が出来ます。

また､眠りSCANに連動させ居室入口上部にウェブカメラを設置し､"eye"（KX-Z8192）を加えて、訪室判断をより的確に行い、「眠り SCAN」がベッド上のモニタリングを行い入居者様の状態（覚醒・起き上がり・離床）が変わった時や、呼吸数・心拍数が設定値になった時に、従来の通知に加えて様子を映像で知らせ撮影した映像は録画することができ、常時レコーダー機能では最大過去3日分の入居者様の映像を記録する事ができます。「眠りSCAN Viewer」の通知設定（覚醒/起きあがり/離床/呼吸検知/心拍検知）に連動し、通知前後の映像を記録でき、記録した映像は勤務している職員が携帯する端末において「眠りSCAN eyeアプリ」で確認できます。目的に応じて、またプライバシーに配慮して保存する映像のサイズ・画質を選べる機能があり、職業人倫理とし犯罪の抑止力となり的確なケアの介入、居室内における事故発生率の

減少を図る為に使用させて頂きます。

使用について　（　同意します　・　同意しません　）

11. 非常災害対策

・防災時の対応　別途定める「特別養護老人ホームかくれんぼ　消防計画」にのっとり行います。

・防災設備　スプリンクラー、自動火災報知機、屋内消火栓、非常通報装置、非常用電源、防火扉等完備。

・防災訓練　別途定める「特別養護老人ホームかくれんぼ　消防計画」にのっとり避難訓練等を実施します。

・防火管理者　施 設 長　　錦織　信彦

災害時対策として事業継続化計画（BCP）を活用し、定期的な見直し、研修、訓練を行い、災害発生時に対策マニュアルにのっとった対応ができるよう努めます。

12. 感染症対策

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策のため、以下の措置を講じます。
感染症及び食中毒の予防及び、まん延防止対策の為の指針及びマニュアルを整備して定められた期間、または、対策を講じる必要がある場合においてはその都度、委員会を開催、職員研修、訓練を、マニュアルの見直しを行います。
感染対策時として事業継続化計画（BCP）を活用し、定期的な見直し、研修、訓練を行い、感染症発生時に対策マニュアルにのっとった対応ができるよう努めます。

13. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご入居者相談・苦情担当

苦情受付担当者　生活相談員　黒田勝巳
苦情解決責任者　施 設 長　　錦織信彦
電話　　０５２－９１８－７４７０

苦情対応第三者委員　諫山（いさやま）和敏

電話　　０８０－５１０１－４０２２

② その他

苦情処理相談窓口　名古屋市健康福祉局　高齢福祉部　介護保険課
電話　　０５２－９７２－２５９２
名古屋市北区役所福祉課

電話　　０５２－９１７－６５２８
愛知県国民健康保険団体連合会介護保険室
電話　　０５２－９７１－４１６５

13. 事故発生時及び、損害賠償

入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村・入居者の家族に連絡するとともに必要な処措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、保険に加入している為、該当となる場合は速やかに賠償をすることとします。

事故防止のための指針を整備し、委員会の定期的開催、事故の集計、分析、再発防止 策を検討します。また、職員研修を定期的に実施し、安全管理に努めます。

14. 嘱託医

医療機関名	うわとこクリニック
医師名	上床　邦彦
所在地	名古屋市北区大曽根２丁目７番地の１８
電話番号	０５２－９９１－４６０２
診療科目	呼吸器内科、内科、小児科

15. 協力医療機関

定期的に、入院者の状況確認や運営に関する意見交換、要望等、急変時の入院時におい円滑に受け入れる事ができるよう会議を行い連携強体制の構築、強化を図ります。

医療機関名	医療法人　大真会　大隈病院
所在地	名古屋市北区大曽根２丁目９番３４号
電話番号	０５２－９９１－２１１１
診療科目	脳神経外科、内科、神経内科、循環器科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、麻酔科、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科
入院設備	有り　　ベッド数　157 床
救急指定の有無	有り

16. 協力歯科医療機関

医療機関名	名古屋あおぞら歯科
医師名	栗田　勇岐
所在地	名古屋市西区笠取町４丁目８６番地の１
電話番号	０５２－５２２－７３５５

17. 提供サービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

※ 名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価を毎年実施しております。

18. 運営推進会議の設置

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、運営推進会議を設置し,定期的に会議を開催して、質の向上と、よりよい運営ができるよう努めます。

19. 施設経営法人の概要

法人名	社会福祉法人　等生会
法人所在地	名古屋市北区金城町４丁目４７番地の２
代表者職・氏名	理事長　中西　美千花
TEL	０５２－９１８－７４７０
FAX	０５２－９１８－７４８０

定款の目的に定めた事業

① 地域密着型介護老人福祉施設事業
② 短期入居生活介護事業
③ 老人デイサービス事業
④ 障害福祉サービス事業
⑤ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
⑥ 相談支援事業

介護老人福祉施設入居にあたり、契約書および本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所
所在地　名古屋市北区金城町４丁目４７番地の２
名　称　特別養護老人ホームかくれんぼ
管理者　施　設　長　　錦　織　　信　彦

説明者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

令和　　年　　月　　日

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、了承しました。

入居者
氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

入居者保証人
住　所

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

続　柄　＿＿＿＿＿＿